

日本軍慰安所に関する史料を読み解く

—『ある日本兵の陣中日記』を手がかりに—

李 青凌*

Deciphering historical documents related to Japanese military sexual slavery in wartime

Focusing on “A Japanese Soldier’s Camp Diary”

LI Qingling

論文要旨

本稿は中国湖北省档案馆に所蔵されている『ある日本兵の陣中日記』を手がかりに、該当史料にも登場する日本軍慰安所について分析しつつ、第二次世界大戦中の中国における日本軍慰安所の実相を考察する。さらに、この考察を通じて日本軍「慰安婦」制度の構造的変化を明らかにする。日記内で度々みられる慰安所は日本軍隊内の一種の附属施設であるという一般兵士の認識から読み取れることとして、先行研究への検討も併せるならば、日本軍は軍隊内での慰安所の設置を合理化させた上、日本軍「慰安婦」制度の構造的変化に多大な影響を与えたと推察された。

キーワード 日本軍「慰安婦」制度、日本軍慰安所、陣中日記、日中戦争

Abstract

This paper uses the “A Japanese Soldier’s Camp Diary”, held at the Hubei Provincial Archives in China, as a first-hand evidence of Japanese official involved in the Japanese military comfort stations establishment in China during World War II, analyzes the actual situation of the Japanese military comfort stations under direct Japanese military control in wartime.

Through this examination, the structural changes in the Japanese military sexual slavery system in wartime have been clarified. As can be gleaned from the general soldiers’ perception of comfort stations as a type of facility within the Japanese military, which is frequently mentioned in the diary, and based on the accumulation of related previous studies, it can be inferred that the Japanese military not only rationalized the establishment of comfort stations within the military, but is also thought to have had a significant impact on the structural changes in the Japanese military sexual slavery system in wartime.

Keywords: Japanese military comfort stations, Japanese military sexual slavery, Japanese Soldier’s Camp Diary, World War II

* 大阪大学人間科学研究科共生学系；ao201611@163.com。

1. はじめに

日本軍「慰安婦」問題に関する研究では、当時の実相を明らかにするため慰安所あるいは被害者に焦点を当てた分析が展開されていくのが重要な論法と考えられている。慰安所に関わる様々な考察のなかで、その類型については、吉見義明が「軍慰安所には、高級将校用・将校用・下士官用・兵用の慰安所と利用時間をわけた将校・下士官・兵用の慰安所があった。（中略）運営形態別では、軍直営の慰安所、軍専用の慰安所、軍利用の慰安所（民間人が通う貸席などの性的施設を軍が指定して民間人と共用する慰安所）があった。」⁽¹⁾と指摘している。また、中国人学者蘇智良が「慰安所は設置の主体と方式により様々な類型に分けられていると考える。第一、楊家宅慰安所⁽²⁾のような日本軍が直営する慰安所。第二、海乃家⁽³⁾のような中国に滞在する日本人居留民が日本軍の命令より設置したもの。第三、中国に滞在する朝鮮人居留民が日本軍の指示より設置したもの。第四、日本軍が中国の傀儡政権や妓院主などに命令（あるいは脅迫）して開設させたもの」⁽⁴⁾と述べている。両氏の論説から見れば、どのようなタイプの慰安所においても日本軍とは切り離せない関係があることは疑うべくもない。

本稿は中国湖北省档案馆に所蔵されている『ある日本兵の陣中日記』を手がかりに、その発見・由来・構成と内容を述べた上、なかにも登場する日本軍慰安所について分析しつつ、第二次世界大戦中の中国における日本軍慰安所の実相を明らかにする。加えて、その上で該当史料に記載された慰安所が、日本軍「慰安婦」制度の構造的変化の全体像のなかでどこに位置づけられるのかを検討する。

2. 『ある日本兵の陣中日記』の発見と先行研究

『ある日本兵の陣中日記』（図1、以下『日記』と略称する）は中国湖北省档案馆に所蔵されている「抗日戦争史料」に関する資料の1つであり、筆者が湖北省の日本軍「慰安婦」問題に関わる史料を収集している際に発見して読んだものである。

『日記』に関する先行研究を調べてみると、1995年の湖北省政協文史資

料委員会が発行する『湖北文史資料』に、「一个日本士兵的陣中日記」（日本語では「ある日本兵士の陣中日記」）という題目で『日記』の中国語翻訳を部分的に披露するもの以外には、2014年9月3日の『湖北日報』に『日記』に関する簡単な報道があったのみである。前者は題目的に『日記』の名前をそのまま使い、内容としては『日記』の中国語翻訳を部分的に載せているだけあり、後者は『日記』について簡単に報道を行ったのみである。つまり、両者共に『日記』に記載されている内容を考察しなかったのである。そのため、『日記』の価値を認識し、その内容を解読する必要があると思っている。



図1 『ある日本兵の陣中日記』⁽⁵⁾

3. 『ある日本兵の陣中日記』の由来、構成と内容

先に『日記』の由来について少し述べておきたい。『日記』の訳者前書きによれば、『日記』の原本である日本語原稿は、新四軍が秣陵関付近の戦場で戦死したある日本兵の遺品のなかから発見したものである。その後、陳辛人⁽⁶⁾が訳者となり、その日本兵が書いた日本語原稿を中国語に翻訳し、1939

年5月1日に「集納出版社」にて出版されることとなった。

『日記』の訳者前書きに中国語で出版理由も記載されている（カッコ内は筆者が加えた注釈）。

日記（日本語原稿）には彼によるただ約二ヵ月間の従軍経歴が記載されている。我々は亡国奴になりたくない同胞たち（中国人）を鼓舞するためにそれを翻訳してきた。日記を通して、日本軍内の上層部と下層部の対立、下層部の不満、戦争意味への不理解、戦死に対する恐怖などの心理が見てとれる。

(7)

『日記』全書は31頁で、次のように構成されている（カッコ内は筆者が加えた注釈）。

目次

訳者前書き 陳辛人

序文一：この日記を読んだ後 鄧子恢

序文二：私の読後感 J・Bruce

日記原稿（日本語原稿）

陣中日誌（中国語翻訳）

上記の構成から、『日記』は目次、訳者前書き、序文一・二、日記原稿、陣中日誌という5つの部分から構成されていることがわかる。

「訳者前書き」の内容によれば、日記の作者は日本軍第15師団歩兵第51連隊第1中隊の伍長、即ち、池田部隊松尾大隊赤尾隊の伍長であり、原籍は日本東京市大森園大森三丁目九十衛地である。さらに作者が所持していた銃剣、銃、バッジ、ガスマスクの番号までも詳しく記録されている。

「序文」は2編ある。序文一は当時の新四軍政治部副主任を務める鄧子恢⁽⁸⁾が書いており、日記の内容を大まかに要約した後、10点の考えを述べた。序文二は、J・Bruce⁽⁹⁾というイギリス人ジャーナリストによって1939年3月18日に安徽省南部で書かれたもので、内容は主に日本軍閥が起こした侵略戦争に対する非難である。

「日記原稿」（以下「日本語原稿」と称する）は日本語で書かれている原

稿の影印版（8 枚）である。原物は布で包装された薄い黄色の縦線があるメモ帳で、なかに縦書きの日本語がびっしりと書かれている。各ページの頭にはその日の日付、曜日、天気は明確に記録されており（図 2①）、真中には縦書き日本語で日記の内容（図 2②）が、ページの下部には該当ページの内容を要約したまとめが横書きの中国語で書かれている（図 2③）。

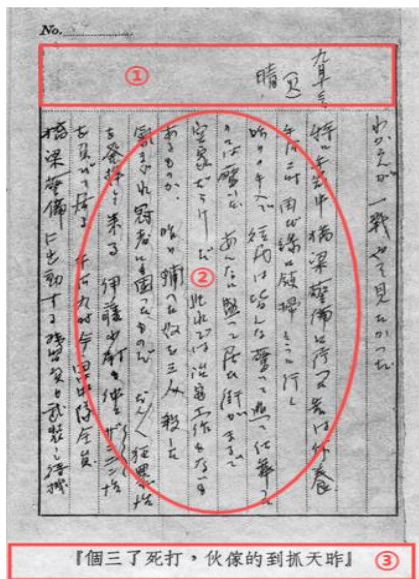


図 2 『ある日本兵の陣中日記』の「日記原稿」部分

日本語原稿では、作者の出兵前（昭和 12 年 8 月 1 日）から戦死（昭和 12 年 9 月 30 日）に至るまで、歩兵第 51 連隊が日本から出発し、上海を経て南京に向かう全ての進行路線が記録されている。それ以外では、一般兵士である作者の受けた軍事訓練から日常生活まで様々なことが詳細に書かれている。

以上のことに基づいて『日記』は日中戦争中にある日本兵の書いた日本語原稿がそのまま出版されたものではなく、目次、訳者前書き、序文一・二、中国語翻訳を含む完備的な戦争期間に出版された史料であると考えられる。

『日記』に記載された内容は、日中戦争の研究上非常に重要な価値を有するものだといえるが、それを参考史料として用いる前に、史料批判を行うことが重要であるだろう。

4. 『ある日本兵の陣中日記』の内容に関する検証

前述のように、『日記』の訳者前書きでは、その日本語原稿は、新四軍が秣陵関付近の戦闘で戦死したある日本兵の遺品のなかから発見したものとなっているが、『日記』に記載されている内容は果たして事実といえるのか。この節では、日中両国にある既存資料を使って『日記』に述べたことを検証する。

先に、『日記』に記載されている日本語原稿を書いた日本兵の身分を検証しておきたい。『日記』では、その日本兵が日本軍第15師団歩兵第51連隊第1中隊の伍長、即ち池田部隊松尾大隊赤尾隊の伍長であると記載されているが、その日本兵は本当に歩兵第51連隊に所属しているだろうか。

『歩兵第五十一聯隊史』⁽¹⁰⁾により、歩兵第51連隊の再建に関しては以下のように記載されている。

一、編成下令・編成完結

「不拡大」方針のもとにはじめられた日華事変⁽¹¹⁾であったが、日を逐うて戦線は燎原の火の如く拡大する一方で南京攻略も却って軍の戦闘意欲をかきたてる結果となり、蒋介石は首都を重慶に移した徹底抗日を叫び戦火は奥地へ奥地へと拡がり、更に兵力の増強を必要とした。

ここにおいて昭和十三年四月四日軍令陸甲第二十一号によりさきに軍縮により廃止せられた第十五師団に再編成の下命があった。

歩兵第五十一聯隊は京都師管区、歩兵第六十聯隊は名古屋師管区、歩兵第六十七聯隊は東京師管区に於て夫々編成せられ、この三ヶ聯隊を歩兵团司令官（後第十五歩兵团長と改称）が統轄指揮した。聯隊は昭和十三年四月十九日編成に着手し同月二十七日編成を完結した。

また、『歩兵第五十一聯隊史』の「中支編 一、出陣」部分にそのことについての記載がみられる。

昭和十三年八月第十五師団に中支那派遣の大命下る。

八月五日聯隊本部および直轄部隊（通信隊、歩兵砲中隊）第一大隊は師団

司令部と共に貨客船たこま丸に、第三大隊は貨物船総洋丸に乗船、万歳の歓呼の声に送られて大阪港を出帆、夕陽漸く茜さす瀬戸内の海を西進、夜半関門海峡を過ぎ漁火燦めく外海に出で玄海灘の航海も平穩に八日夕上海飯田栈橋（飯田聯隊長戦死の処）に上陸、楊樹浦付近の紡績工場に宿営す。第二大隊は一足遅れ、八月八日「りおん丸」にて大阪港出帆、十一日吳淞沖に投錨し翌十二日夕飯田栈橋に上陸、楊樹浦嶺南大学および煙草工場に宿営す。

十四日聯隊本部、直轄部隊および第三大隊は上海北停車場より鉄道輸送により常州に到り下車同地に宿営す。第三大隊はさらに溧陽警備のため金壇經由溧陽に向い前進す。

第二大隊は十五日一部を先行、主力は十六日上海北停車場出発常州下車、聯隊本部に先行し金壇に向い十七日夕到着す。

聯隊本部および直轄部隊は十七日常州出発同日夜半金壇城外に到着大休止の後溧陽に向い前進、八月十八日折柄下弦の月に淡く照らされて「荒城の月」さながらに荒れ果てた江蘇省溧陽県溧陽城内に入り露営す。

第一大隊は八月十五日上海北停車場出発鉄道輸送により南京經由八月二十日江蘇省溧水県溧水に到り警備につく。

以上の記載により、歩兵第 51 連隊第 1 大隊は 8 月 20 日に溧水で警備していたことがわかる。日本語原稿のほうは、作者の出兵前（昭和 12 年 8 月 1 日）から戦死（昭和 12 年 9 月 30 日）に至るまで、歩兵第 51 連隊が日本から出発し、上海を経て南京に向かう全ての進行路線が記録されている。8 月 20 日の記載では、作者が 8 月 20 日に溧水で警備していたことが読み取れる。それ以外にも、日本語原稿にて書かれている、一般兵士である作者の受けた軍事訓練から戦地生活まで様々な日常の細かい点が『歩兵第五十一聯隊史』の記載と完全に合致している。従って、『日記』に記載されている日本語原稿を書いた日本兵は歩兵第 51 連隊に従軍していることは紛れもなく事実だと考えられる。

では、『日記』の由来に関わる「秣陵関付近の戦闘」とは何であろうか。南京地域の旧称といえば、最も知られているのはおそらく「金陵」であるが、実は秣陵関の「秣陵」もその旧称の一つである。金陵を秣陵に改称したのは秦の始皇帝で、明王朝の時に秣陵関が置かれており、現在は江蘇省南京市の南の江寧区に属している。

古来から近現代にかけて、秣陵関は南西から南京城を攻撃する通り道であった。それゆえ、南京攻略戦に関わる日本軍部隊の『陣中日誌』を読めば、秣陵関という地名が度々出現していることがわかる。例えば、飯島剛中尉が中隊長になる「輜重兵百十四聯隊第一中隊」の『陣中日誌』⁽¹²⁾より、上海を出発し、嘉興、湖州、秣陵関を通り、南京の中華門へと攻めあがったという記載があり、「証言による『南京戦史』(4)」のなかにも南京が陥落する前の秣陵関付近の戦闘が詳しく書かれてある。

では、秣陵関付近で起こった戦闘はいったいどのようなものであったのか。まずは、中国側の資料を見てみよう。『新四軍：綜述・大事記・表冊(1993)』⁽¹³⁾より、この戦闘は中国側では禄口戦闘と呼ばれ、新四軍第2支隊第3団が日本軍30人と戦い、日本軍13人が戦没したと記載されている。さらに、戦闘をめぐる詳細な情報が『江寧人民革命闘争史』⁽¹⁴⁾にて以下のように書かれている。

毎日、南京-秣陵-溧水の公路を日本軍の車が頻繁に通り返っていた。朝8時頃、日本軍の車が禄口を通過する。当時の禄口は日本軍が駐屯しておらず、禄口から14～15マイル離れている秣陵関しか日本軍が駐屯していなかった。この状況は、新四軍にとって日本軍の車両を待ち伏せ攻撃する良い機会であった。

新四軍創設周年を記念するため、第3団第1部は10月2日(創設記念日)の朝、秣陵関と禄口の間に待ち伏せ攻撃を行うことを決定した。そのため、第1聯隊と第8聯隊が2日未明に張家村付近へ進出し、待ち伏せ攻撃の準備を整えるよう命じられた。命令に従った第1聯隊と第8聯隊は1日夜に横溪橋の北東の村に到着し、潜伏した。夜は雨が降ったので道がぬかるんでいた。新四軍は、日本軍の車が夜明け前に移動が困難になり、出発が遅れるだろうと判断した。

夜明け後、新四軍が待ち伏せ現場に向けて出発したとき、事態は一変した。地元住民の報告によると、午前8時ごろ、南京から来た20人以上の日本兵を乗せた車が禄口周辺の町の家に侵入した。侵入された家は2階建てで、奥に階段があり、日本軍はその家を守る兵士をまだ派遣していなかった。

地元住民の報告を受けた第1聯隊と第8聯隊の指揮官は、日本軍が禄口を守備していたものの、まだ数が少なく、要塞も弱く、警戒を怠っていたと判

断した。そのため、待ち伏せ攻撃は突撃戦に変更され、部隊も再配置された。

修正された作戦攻略では、私服を着ている偵察兵 1 名が部隊先頭から約 300 メートル前にある禄口の街で、日本軍に向かって前進し、日本軍の歩哨を捕らえようとした。第 1 聯隊は突撃隊とされて軽機関銃を装備し、第 8 聯隊は秣陵関付近の日本軍を警戒し、残りの部隊は第 1 聯隊と一緒に進行していった。

私服を着ている偵察兵が禄口の街に入ったとき、日本軍 2 名に遭遇した。新四軍の偵察兵は銃を撃ち、2 名のうちの 1 人は野外に逃げた。この時、突撃小隊が到着し、建物に侵入した日本軍に攻撃した。なかにいる日本軍は扉を閉めて頑固に抵抗し、突撃小隊に激しい機関銃を発砲したため、突撃は困難となった。

突撃小隊の兵士から手榴弾を投げ続けられている日本軍は軽率に包囲網を突破しようとはしなかった。その後、第 1 聯隊の主力と第 8 聯隊の第 1 部隊が到着した。日本軍の反撃が激しいため、新四軍は日本軍の後方に放火した。これを見た日本軍はすぐに後ろの部屋に撤退しながら機関銃で建物の入り口を封鎖し続けた。

1 時間の激しい戦闘を経ても終わる様子は見られなかった。秣陵関の日本軍が支援に来ることを防ぐため、第 1 聯隊と第 8 聯隊は率先して戦闘から撤退し、謝村まで後退した。今回の戦闘で日本軍の機関銃 1 門が破壊され、日本軍 12 名が死亡、2 名が負傷した。第 1 聯隊と第 8 聯隊は死傷者 3 名、行方不明者は 2 名である。

また、『日記』の日本語原稿に以下の記載がある。

9 月 13 日 火曜日 晴れ

午後 2 時、禄口鎮へ討伐に行った……

9 月 28 日 水曜日 晴れ

6 時半、全員が天井に集まっていた。酒保で酒を買うのは最後だと感じた。
（中略）慰安所が献上しにきた姑娘 3 人を呼び寄せ、大騒ぎになった……

9 月 30 日 金曜日 曇り、小雨

駒崎准尉と一緒に禄口鎮に行った。（中略）指揮班は中隊長と一緒に溧水に行った……

以上の資料に基づけば、『日記』に記載された最終日（9月30日）には作者のいる部隊が2つに分けられて1つは禄口鎮へ行き、もう1つは中隊長と一緒に溧水に行ったことがわかる。禄口鎮に向かった作者のいる分遣隊が新四軍の待ち伏せ攻撃を受け、新四軍が日本語原稿（日記原稿）を獲得したことは確実そうだ。

5. 『ある日本兵の陣中日記』の慰安所に関する内容と解説

『日記』によると、歩兵第51連隊第1中隊は昭和13年（1938年）8月8日に上海港の飯田埠頭⁽¹⁵⁾に上陸し、楊樹浦の宿舎に泊まっていた。「宿舎」という言葉を使ったが、実際は紡績工場であった。そこは恐らく楊樹浦にある裕豊紡織廠（現在の楊樹浦路沿い 2866号）⁽¹⁶⁾だと考えられる。これは、日本語原稿にて「地面しか寝れない」、「これは皇軍の宿泊所なのか?!」などの文句を書き連ねた文章が記載されているためである。上陸したわずか3日後の8月11日には慰安所に2回行ったという記載を確認することができる。

日本語原稿の2ヵ月間の記録のなかで、慰安所に関しては8月11日、8月12日、8月24日、8月28日、9月25日、9月28日の計6回言及されており、多くの貴重な情報が含まれているため、それぞれの内容を参照し、検討をすすめる。

(1) 8月11日の記載（一部）

午後から外出。2時に風呂に行く。となりに「皇軍慰安所」がある。……渡辺兵站部、ピー屋（慰安所、筆者注）なり、流石にお一称の土地の軍経営のピー屋では規則書が恐ろしい。

一、用済みの者は速かは退室せられたし。

一、軍紀違反する者は退室せられたし。

一、……等恐ろしい限りで有る。

目に入る代金は下士官が1元5銭。

入浴とは名ばかりで、隣の慰安所が良いところらしい。皆が数え切れないほど「風呂」に入ってた。私は2回も行った。ふふ！

(2) 8月12日の記載（一部）

例の午後の「風呂」、田中君、富田君と会った。「風呂」に入った後、兵站酒保で上海の絵葉書を買って家と島子に届けた。今日は上海にいる最後日だから皆は何回も「風呂」に入った。

明朝出発。

(3) 8月24日の記載（一部）

「老口」（口が読めない字、筆者注）と一緒に南京へ行った。三輪車で1時間かかった。……買い物が終わって車に乗って慰安所を視察したら、どこも満員で驚いた！曹長の下6人はそれぞれ遊んでいた。午後4時南京から帰った。

(4) 8月28日の記載（一部）

秣陵関に駐屯。地元の紳士たちが召集され、中君の講演がある。下士官全員は武装……

午後10時半、慰安所で中君と伊藤少尉に会った。逃げられずに恥ずかしかった。

(5) 9月25日の記載（一部）

……体調が回復した。慰安所に行きたい。

(6) 9月28日の記載（一部）

6時半、全員が天井に集まっていた。酒保で酒を買うのは最後だと感じた。……慰安所が献上しにきた姑娘3人を呼び寄せ、大騒ぎになった……。

日本語原稿に書かれた6回の記載のなかで注目すべきことをそれぞれ検討する。8月11日と8月12日の慰安所に関する記述から以下の4点がわかる。第一に、「皇軍慰安所」「渡辺兵站部」「さすが軍経営のピー屋」「規則書」などの記述は、この慰安所が軍より設立・運営、渡辺兵站到属され、利用規則さえも書かれていることを示している。吉見義明と蘇智良の分類法からみれば、この慰安所は紛れもなく軍直営慰安所の枠にあてはまる。第二に、元陸軍軍医麻生徹男の手記によれば、1938年の1月には上海郊外の

楊家宅に、兵站司令部の管轄する軍経営の陸軍慰安所が開設されていたことがわかる⁽¹⁷⁾。日本語原稿に書かれた慰安所に関する利用規則が、楊家宅慰安所規則の一部と完全に一致するという事実を踏まえると、早くとも 1938 年には陸軍が上海の兵站構内に開設した慰安所を厳しく規制していたことを示している。第三に、日本語原稿に書かれた「規則」のなかに慰安所を利用する時のお金が明確に提示されている。ここから、金銭関係を使って女性を奴隷化させるという内実を隠す行為と論理が、日本軍「慰安婦」制度が運用されている間、一貫して存在していたと筆者は推察した。第四に、日本語原稿のなかで作者が「例の風呂」という言葉を使って、慰安所に行くことを日常の慣習のように捉え、かつ「風呂に入る」という冗談めいた表現を用いて慰安所に行くことを表していることから、日本兵の意識のなかで慰安所に行くことが一般的かつ慣習化されていることが示唆される。

8 月 24 日と 8 月 28 日の記述によれば、当時、作者がいる部隊には慰安施設が配備されていなかったため、南京城に置かれている慰安所しか利用しに行けなかったことがわかる。また、9 月 28 日の記載から、後方地域に置かれる慰安所は前線部隊に「出張」させる場合もあることが明らかになった。

日本語原稿の部分を除くと、序文にて、日本軍が慰安所を利用することについて言及されている。前述のように、「序文一：この日記を読んだ後」を書いた鄧子恢が日記の内容を大まかに要約した後、10 点の考えを述べている。そのなかの第 6 点には次のように書かれている。

六、だからこそ、日本軍が中国に到着すると、将官も兵士も皆が酒で憂さを晴らし、女と遊んで退屈を和らげる気持ちを抱くようになり、あちこちに花姑娘を追いかける。……慰安所に出入りしたりした結果、日本軍の軍紀が腐敗してきた。

「序文二：私の読後感」を書いたイギリス人ジャーナリスト J・Bruce も慰安所について次のように言及した。

(二) 日本軍士気の崩壊は、決して「皇軍慰安所」のような淫逸な組織が挽回することではない。なぜなら、これでは日本軍の軍紀が加速度的に廃れるしかない。このことから、日本軍閥の意図が見えてきた。それは、多種多

様な方法で下層の兵士を麻痺させることである。

以上の序文 2 篇から、戦時に日本軍が慰安所を設立・運営すること、日本兵士に慰安所を利用させることは敵である中国側さえもよく知っていたことが明らかとなった。加えて、戦時に慰安所が設置される理由についても明らかになってきた。

6. 『ある日本兵の陣中日記』に記載される慰安所に対する検討

8 月 11 日の記載から、風呂のとなりに皇軍慰安所があり、この慰安所は渡辺兵站が経営していたことがわかる。吉見義明と蘇智良の分類法からみれば、それは紛れもなく軍直営慰安所の枠にあてはまるのだが、この兵站型の慰安所が日本軍「慰安婦」制度のなかでどのように位置づけられてきたのかという問題を再考察する必要がある。

日本語原稿のなかで慰安所について言及する際、「酒保」という言葉が同時によくみられるため、酒保という用語をキーワードとして筆者が関係史料を収集した。その過程で「野戦酒保規程改正二関スル件」という史料を見つけた。

「野戦酒保規程改正二関スル件」は陸達第 48 号であり、1937 年 9 月 21 日に陸軍衣糧課が官房大臣に提出した陸軍内部規則を改正する件である。該当史料における改定理由書によると、明治 37 年（1904 年）に制定された「野戦酒保規程」が、現在の野戦部隊の編制と戦地の状況に適用できないため改正したとある。

では、1904 年の「野戦酒保規程」に何を規制したのか。それはなぜ「現在」（1937 年、筆者注）に適用できないのか。以上のことを明らかにするためには、1904 年の「野戦酒保規程」と 1937 年の「野戦酒保規程改正説明書」を検討する必要がある。

・1904 年の「野戦酒保規程」

第一条 野戦酒保ハ戦地ニ於テ軍人軍属ニ必要ノ需用品ヲ正確且廉価ニ販売スルヲ目的トス

・1937 年の「野戦酒保規程改正説明書」

第一条 野戦酒保ハ戦地又ハ事変地ニ於テ軍人軍属其ノ他特ニ従軍ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品飲食物等ヲ正確且廉価ニ販売スルヲ目的トス

野戦酒保ニ於テ前項ノ外必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得
・改正理由

野戦酒保利用者ノ範囲ヲ明瞭ナラシメ且対陣間ニ於テ慰安施設ヲ為シ得ルコトモ認ムルヲ要スルニ依ル

以上の記載により、野戦酒保は、前線の軍中に置かれていた「雑貨屋」（物品販売所）に加えて慰安所開設という特別な任務を与えられる役割を担当させられた。1939 年 5 月に官房大臣に提出した「野戦酒保品追送ニ関スル件」⁽¹⁸⁾には、酒保品類とその数量に関する詳細な統計が書かれてある。その史料をもとに酒保販売の物品品類についてまとめたものを表 1 に示す。

表 1 酒保販売の物品品類⁽¹⁹⁾

品類	具体的な物品
生活用品類	歯磨粉、歯刷子、セルロイド石鹸入、歯刷子入、タオル、ハンカチ（上）、貴重品袋、風呂敷、安全剃刀、便所用巻紙
医薬品類	仁丹、星秘膏、サック
文房具類	半紙白紙、便箋、角封筒、二重封筒、ノート（小）、奉書巻紙、封緘絵葉書、大学ノート、水筆（中）、ペン軸、ペン先、鉛筆、色鉛筆、万年筆用インク、墨汁、消ゴム、小刀
服装類	軍靴下、軍手袋、猿又、長袖、半袖、袴下、シャツ、ワイシャツ
食品、調味料類	鮭缶詰、貝柱缶詰、海苔佃煮、味付海苔丸缶、桃缶詰、鯉缶詰、鮪缶詰、松茸水煮缶詰、梅干漬、片栗粉、白玉粉、晒若布、煎子、味付海苔、味ノ素（中）、乾海苔（上）、パインアップル
飲物類	三矢サイダー、番茶、緑茶、ミルク、カルピス（赤）
酒類	キリンビール、サッポロビール、アサヒビール、サントリーウエスキー（角瓶）

タバコ	
旗	国旗

表 1 から、改正された野戦酒保は慰安施設のため、星秘膏⁽²⁰⁾とサック⁽²¹⁾を販売していたことがわかる。また、慰安所の開設以外に、野戦酒保に関わる経営と管理は「野戦酒保規程改正二関スル件」にも規定されている。

第三条

野戦酒保ハ所要ニ応ジ高等司令部、聯隊、大隊、病院及編制定員五百名以上ノ部隊ニ之ヲ設置ス。前項以外ノ部隊ニ在リテハ最寄部隊ノ野戦酒保ヨリ酒保品ノ供給ヲ受クルヲ本則トス。但シ必要アルトキハ所管長官ノ認可ヲ受ケ該当部隊ニ野戦酒保ヲ設置スルコトヲ得。

前二項ノ外所要ニ応シ所管長官ノ認可ヲ受ケニ以上ノ部隊ニ共同ノ酒保ヲ設置スルコトヲ得。野戦酒保ハ之ヲ設置シタル部隊長之ヲ管理ス。

但前項ノ野戦酒保ニ在リテハ所管長官ノ定ム所ニ依ル。

第六条

野戦酒保ノ経営ハ自営ニ依ルモノトス。但シ已ムヲ得ザル場合（一部ノ飲食物等ノ販売ヲ除ケ）ハ所管長官ノ認可ヲ受ケ請負ニ依ルコトヲ得。平時ノ衛戍地ヨリ伴行スル酒保請負人ハ軍属トシテ取扱ヒ一定ノ服装ヲ為サシムルモノトス。但シ其ノ人員ハ歩兵、野砲兵及山砲兵聯隊ニ在リテハ三名以内、其ノ他ノ部隊ニ在リテハ二名以内トス。

以上の記載によれば、野戦酒保が慰安所の設置を担当することができる一方、いかなる規模の軍隊でも「慰安施設」を設置することはできないのが明らかにされた。つまり、一般には兵士が 500 名以上であれば設置することが許されると規定されている。また、野戦酒保の経営と管理は各部隊にまかせていたことがわかる。言い換えれば、民間人を仲介者として雇って経営と管理の権利を与えることはできる。このようなやり方が、本稿の冒頭に言及した慰安所の様々な類型に通底しているカギと考える。

以上の史料から、軍が請負人を雇って経営と管理をまかせ、軍属の地位までもあげた結果、慰安所開設・経営などの責任も請負人に転嫁され、軍が背後で無関係・無責任の姿勢で立っていたという行動論理を明白に示してい

ると筆者は考えた。

『日記』の記述に戻りたい。慰安所の類型から見れば、日本語原稿に記載された8月11日、8月12日、8月24日、8月28日、9月25日、9月28日という6回のなかで、作者が上海で利用した慰安所は紛れもなく兵站付属施設としての慰安所である。8月24日と8月28日について作者が文章にはっきり書いていないが、1938年8月という時点の南京局勢と作者の反応から判断すれば、恐らく南京城内の軍の請負人が開設した慰安所の可能性が高いと考えられる。9月28日の記述により、作者の所属部隊は前線に置かれ、酒保が設置されていることから部隊の人数は500以上を超えていたことがわかる。さらに、日本語原稿のなかには「姑娘」という言葉が使われており、ここでは中国人被害者を指すということが明らかになった。つまり、作者の所属する前線部隊は戦闘前に兵士の士気を刺激するため、敵国とする中国人女性を性的相手にすることで、「よい結果」が得られることをねらったと考えられる。このような慰安所は「兵站付属施設」というよりむしろ「部隊付属施設」と言ったほうが実情にふさわしいと考えられる。

7. おわりに

本稿は中国湖北省档案馆に所蔵されている『ある日本兵の陣中日記』に記載されている日本軍慰安所について、先行研究への検討も併せながら読み解きつつ、日中戦争初期の中国戦場における日本軍慰安所を考察した。『日記』で言及されていた日本軍慰安所は、吉見義明と蘇智良の分類法からみれば軍直営慰安所の枠にあてはまるのだが、当時の実相が当時を生きた人々の視点からより具体化されることにより、日本軍「慰安婦」制度の構造的変化に影響を与え得る要因がより明らかにされるものと考えられ、さらなる検討が求められる。

『日記』に出た日本軍慰安所をめぐる文章から、戦争初期の慰安所開設は酒保施設にまかせて兵站・部隊の付属施設として設置・管理・運営されていたことがわかってきた上、日本軍が慰安所を「付属施設」とする認知・行動論理は、慰安所が酒保と同じ役割を果たす軍中の一種の「付属施設」として前線部隊まで広く配備されることにつながったと考えられる。

また、「付属施設」という認識は、兵士が軍隊内に慰安所が設置されるこ

とを合理化するようになり、慰安所利用の日常化の一端も伺えた。したがって、日本語原稿に記載された渡辺兵站慰安所と楊家宅慰安所に通底している認識が見えてくる。さらに、『武漢兵站』の記録によれば、武漢郊外に駐屯した日本軍大隊が兵站慰安所の利用料が高いことを理由に、武漢兵站で開設された慰安所を使わずに、女狩りで捕まった女性を勝手に「慰安婦」とし、慰安所をつくったケース⁽²²⁾が確認されている。まさにこのような事例が、前述した認識が日本軍の一般兵士の頭に根ざしたものであることを示している。

他方で、異なる事例からの検討であるが、筆者のこれまでの調査も踏まえるならば、兵士は軍隊内に設置されている慰安所を合理化し、日本軍「慰安婦」制度の構造は軍兵站・司令部のある大都市に置かれる慰安所から前線拠点（村）の監禁所までの各種慰安所にまで展開し、被害様態はいわゆる「慰安婦」から拉致・監禁・輪姦させられた女性までの様々な被害様態へ転換してきたと考えられた。特に日本侵華が激化してきた 1943 年から 1945 年にかけて、中国における辺鄙な農村前線では、日本軍大隊や分遣隊が女狩りや武力脅迫で地元の人に女性を献出させ、前線に様々な形態の慰安所をつくるといった事例が爆発的に増加した。筆者が調査した湖南省の合計 21 名被害者たちのなかの 1 人である湯根珍は「自分のことを裏切り者が日本軍に報告したため日本軍が村に侵入し、家族の命と村を焼き払うと脅して自分を強制連行しようとした」と証言した⁽²³⁾。彭仁寿は、村に侵入した日本軍から隠れようとして棚に潜り込んでいた時に、日本軍治安維持会の加入者が家族と村民を殺すと脅し、彭を拉致した。易菊連も、侵入した日本軍を避けようとして逃げる途中で捕まった。また、平江県の林は、14 歳の頃に日本軍に拉致された。父は娘が拉致されたと聞き、助けに行って日本軍に殺されてしまった。それ以外の女性 2 名は、川の傍で洗濯しているところを日本軍に見つかって拉致された⁽²⁴⁾。

湖南省各地の檔案館に所蔵される地方誌⁽²⁵⁾（『華容県誌』、『平江県志』、『岳陽市志』など）によると、山が多く解放区、抗日遊撃区並びに中間地帯と被占領区が並列して存在していた当時の湖南省では前線と後方の境界線ははっきりしていなかったと記載されている。日本軍「慰安婦」にされた中国人女性は、民家の娘が自宅や道で目をつけられて拉致被害を受けたケースが典型的だと従来から指摘されている。そして、もう一つ見過ごせない事

実は、被害女性の証言から、彼女らは小さなグループを組み合わせた僅か数名の日本軍人に捕まり、その後、集団的な暴力を受けていたことが明らかになったことだ。

1945年8月日本軍降伏に至るまでの7年間、証言者のいる湖南省の岳陽はずっと日本軍の駐屯地であり、女狩りで捕まった女性を「慰安婦」として慰安所を作るケースが多くみられた。湖南省のような中国における辺鄙な農村前線では日本軍大隊や分遣隊が、女狩りや武力脅迫で地元の人に女性を献出させ、前線における様々な形態の慰安所を数多くつくってきたことが中国における現地調査によって明らかにされている⁽²⁶⁾。本稿で議論してきた兵站「付属施設」として設立された慰安所から、筆者の現地調査で見えてきた前線拠点（村など）の監禁所までその形態は転換されてきたが、女性を道具化して使うという認識を合理化させてきたという点が通底していると筆者は認識している。今後、より総合的な検討が望まれる。

注

- (1) 吉見義明「中国における日本軍慰安所の所在について—『支那在留邦人人名録』各年版の検討を中心に—」『中央大学論集』第43号、2022年。第65頁。
- (2) 楊家宅慰安所は現在の上海市楊浦区翔殷路東沈家宅に置かれており、1938年1月に上海派遣軍東兵站司令部によって設置された。
- (3) 海乃家：上海市虹口区公平路425弄12号（現在）にある旧日本軍の慰安所。
- (4) 蘇智良、陳麗菲、姚霏『証拠 上海172個慰安所揭秘』上海交通大学出版社、2018年。第10頁。
- (5) 出典は『湖北日報』2014年9月3日版。
- (6) 陳辛仁：筆名は「辛仁」、左派作家。1937年の夏、上海で戦地への奉仕工作に参加、1937年12月に中国共産党に入党した。1938年の夏以降、新四軍に勤務し、後方の抗日戦争根拠地建設に参加した。新四軍政治部敵工科課長、新四軍第四分遣隊敵工科課長、第14連隊政治部長を歴任した。
- (7) 湖北省档案館蔵『ある日本兵の陣中日記』集納出版社、1939年。
- (8) 鄧子恢：中国の政治家、革命家。1916年日本に留学し、帰国後、黄埔軍官学校から卒業した。1925年には国民党、1926年には中国共産党に入党し、1931年に中華ソビエト政府財政人民委員に選ばれた。紅軍長征の際に後方に残されており、日中戦争中に新四軍第四師団の政治委員に務めていた。
- (9) J・Bruce：英国のジャーナリストである。
- (10) 歩兵第五十一聯隊史編集委員会『歩兵第五十一聯隊史：中支よりインパールへ』、1970年7月。本稿では、引用した史・資料以外には旧字体を新字体にする。

- (11) 日華事変：現在最も一般的な呼称が「日中戦争」である。外務省の文書では、「日支事変」のような歴史的用語の使用はやむを得ないとされていたが、これ以降、「支那」の語句が避けられたため、「支那事変」の使用は減少していったのである。これに代わって使用され始めたのが、「日華事変」である。
- (12) 青木康嘉「『陣中日誌』研究 その二 —第五師団第一建築輸卒隊—」『岡山の記憶（岡山・十五年戦争資料センター年報）』第6号、2004年3月。
- (13) 中国人民解放军歴史資料丛书編審委員会『新四軍：綜述・大事記・表冊』、解放軍出版社発行、1993年。第484頁。
- (14) 中共江寧県党委史辦編『江寧人民革命闘争史』1994年。第29-30頁。
- (15) 飯田埠頭：即ち上海虬江埠頭。1930年代初頭に上海市政府によって建設され、現在の虬江埠頭路の東側に位置する。
- (16) 裕豊紡織廠は裕豊紡績株式会社（裕豊紡績）の工場であり、当時は楊樹浦地区にある日系の紡績工場の中では最大規模の工場だった。1929年、裕豊紡績が東洋紡績株式会社（東洋紡績）から分離独立する前は東洋紡績の上海工場として利用されていた。
- (17) 麻生徹男『上海より上海へ—兵站病院の産婦人科医—』石風社、1993年。
- (18) 「野戦酒保品追送に関する件」1939年4月、アジア歴史資料センター Ref.C01003450900。
- (19) 表1は筆者が「野戦酒保品追送ニ関スル件」より作成したものである。
- (20) 星秘膏：軍需品とする尿道に注入する性病予防薬。
- (21) サック：コンドーム。
- (22) 山田清吉『武漢兵站』図書出版社、1980年。第123-126頁。
- (23) 李青凌「湖南省岳陽市における『慰安婦』生存者の聞き取り調査報告」『アジア現代女性史』第15号、2022年3月25日発行。
- (24) 同上。
- (25) 湖南省平江県誌編纂委員会編『平江県誌』国防大学出版社、1994年。湖南省華容県地方誌編纂委員会編『華容県誌』中央文献出版社、2005年。湖南省岳陽市誌編纂委員会編『岳陽市誌』中央文献出版社、2005年。
- (26) 李青凌「湖南省岳陽市における『慰安婦』生存者の聞き取り調査報告」『アジア現代女性史』第15号、2022年3月25日発行。

参考文献

湖北省档案館蔵 1939『ある日本兵の陣中日記』集納出版社。
湖北文史資料委員会編 1995「一個日本士兵の陣中日記」『湖北文史資料』。
湖南省平江県誌編纂委員会編 1994『平江県誌』国防大学出版社。
湖南省華容県地方誌編纂委員会編 2005『華容県誌』中央文献出版社。
湖南省岳陽市誌編纂委員会編 2005『岳陽市誌』中央文献出版社。
蘇 智良・陳 麗菲・姚 霏 2018『証拠 上海 172 個慰安所揭秘』上海交通大

学出版社。

中国人民解放军歴史資料丛书編審委員会 1993『新四軍：綜述・大事記・表冊』、解放軍出版社。

中共江寧県党委党史辦編 1994『江寧人民革命闘争史』。

アジア歴史資料センター蔵「野戦酒保品追送に関する件」1939年4月、
Ref.C01003450900。

麻生 徹男 1993『上海より上海へ—兵站病院の産婦人科医—』石風社。

歩兵第五十一聯隊史編集委員会 1970『歩兵第五十一聯隊史：中支よりインパールへ』。

山田 清吉 1980『武漢兵站』図書出版社。

吉見 義明・川田 文子 1997『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』、大月書店。

吉見 義明 2022「中国における日本軍慰安所の所在について—『支那在留邦人人名録』各年版の検討を中心に—」『中央大学論集』第43号。